

第166回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第3号

平成30年3月5日かすみがうら市農業委員会告示第3号をもって、平成30年3月12日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第166回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年3月12日(月) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 小松崎 正衛	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 係長 永田 昌之(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

3番 齋藤 幸雄 5番 井坂 孝雄

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第11号 制限除外の農地移動届出の受理について

議案審議について

議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 現況証明願の交付決定について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構)

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

議案第21号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について

議案第22号 農業委員会事務職員の任免について

その他

8. 閉会

午後2時54分閉会

事務局長	<p>只今から、平成29年度第166回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は19名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、3番 齋藤 幸雄委員、5番 井坂 孝雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第9号、第10号、第11号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 なお、番号3番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程により、先に審議いたします。 4番 久松 弘叔委員の退席をお願いします。</p> <p>(4番 久松 弘叔委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、番号3番について、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
16番 関川委員	<p>3月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、市川委員、安田委員、私関川の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号3番は、宅から約500m北西に位置する畑になります。 現況は、きれいに管理されておりました。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、栗を計画しています。</p>

	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。 委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。 4番 久松 弘叔委員の入室をお願いします。</p> <p>(4番 久松 弘叔委員 入室)</p>
議 長	<p>事務局より、番号1番から一括で議案の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
16番 関川委員	<p>番号1番は、 の グラウンドの約150m東に位置する畑でございます。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、野菜を計画しています。 番号2番は、 の 会社の約100m北に位置する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、野菜を計画しています。</p>
15番 市川委員	<p>番号4番は、 の 郵便局の約350m東に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。 作付作物は、野菜を計画しています。 番号5番は、市道 号線の 学校入口の交差点脇の畑1筆と、その約350m北に位置する畑3筆、申請人の自宅裏の畑1筆、計5筆になります。 現況は、いずれもきれいに管理されておりました。 申請人は、父が高齢で耕作困難なため、贈与による今回の申請になりました。 作付作物は、野菜を計画しています。 番号6番は、 の センターの約400m北東に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請地は、狭隘で細長い形状であり、隣接農地の耕作者に譲渡するため、今回の申請に至りました。 作付作物は、苺を計画しています。 番号7番は、市の 所の東に隣接する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。 作付作物は、木耳を計画しています。</p>
議 長	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。 委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願います。</p> <p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。</p>

	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
10番 塚本委員	はい。
議 長	どうぞ。
10番 塚本委員	申請人の方は裏に山を所有していますが、進入路がありません。5条の許可ではないのですか。
事務局	はい、この申請は代理人がおりまして、事務局でも5条許可の確認はしましたが、畑で野菜を作るということでしたので、畑として使用のため、3条の申請となりました。仮に進入路として使用することになれば、5条許可申請をしていただくこととなります。
議 長	塚本委員、よろしいですか。
10番 塚本委員	はい。
議 長	他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号4番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号6番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号7番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
15番 市川委員	農地法第4条について、説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 の 郵便局の約350m南西に位置する畑で、第2種農地と判断しました。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、共同住宅、木造2階建て1棟を建築する計画です。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、 の ラーメンの約450m東に位置する畑で、農振農用地区域内の農地となっております。 現在、既に農作業場兼農機具置場として利用されており、土地所有者から始末書が添付されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 申請地は農振農用地区域内の農地ですが、市の農業振興地域整備計画において、申請地の用途を農業用施設用地へ変更していること、及び農業用施設は不許可の例外に該当するので、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、 の 学校の約150m北に位置する畑4筆で、第3種農地と判断しました。 現況は、一部碎石が敷かれており、自動販売機も設置されていることから、土地所有者から始末書が添付されております。 申請人は、共同住宅、木造2階建て1棟を建築する計画です。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。

	以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号2番について、お願ひいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号3番について、お願ひいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
15番 市川委員	農地法第5条について、説明いたします。 函面番号4番をご覧ください。 番号1番は、 学校の約200m東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は既存の資材置場が手狭になったため、事務所に近接する親の農地を借りて新たに資材置場として利用する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、函面番号5番をご覧ください。 番号2番は、 の ラーメンの約450m東に位置する畑で、農振農用地区域内の農地となっております。現況はきれいに管理されていました。申請人は農業用施設への進入路を申請地の隣接に設置しておりましたが、そこに住宅が建設されるため、新たに進入路が必要になったこと、及び農振農用地区域から除外するには長時間の時間を要することから、一時転用により進入路として利用する計画です。

	<p>申請地は農振農用地ですが、一時転用なので不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号6番をご覧ください。 番号3番は、の団地にあるの約1km北西の沿いに位置する畑で、2種農地と判断しました。現況は雑木等が生えており、荒れておりました。 申請人は太陽光発電施設を計画しています。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号4番は、番号3番の隣の畑で、こちらも第2種農地と判断しました。 現況は雑木等が生えており、荒れておりました。申請人は太陽光発電施設を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
8番 宮本委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
8番 宮本委員	<p>以前に進入路で5条申請が出ておりまして、また長女が住宅を建築するという内容だったと思いますが。</p>
事務局	<p>はい、以前に申請がありました進入路の件ですが、今回の申請地とは別な農地への進入路という内容の5条申請で、住宅については別件で、向かい側の道路沿いに住宅を建設するための5条申請が進入路の件と同月にされており、現在は既に住宅が建っております。</p>
議 長	<p>宮本委員、よろしいですか。</p>
8番 宮本委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号2番について、お願いたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号3番について、お願いたします。</p>

	ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号4番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第17号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
15番 市川委員	現況証明願について、説明いたします。 函面番号8番をご覧ください。 番号1番は、 の から約400m北に位置します。 こちらは昭和63年頃から住宅敷地として利用しており、家屋公課証明書が添付されております。 現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 議案第17号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第17号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、利用権設定の内容についてご説明いたします。 今回利用権の設定は全体で45件。面積は120,439㎡、その内新規は33件、作物は水稲、レンコン、野菜となります。再設定は12件、作物は水稲、レンコン、飼料作物となります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思います。以上です。

議 長	<p>事務局説明が終わりました。議案第18号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページ 農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件。 面積は11,805㎡です。作物は飼料作物になります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページ、農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年2月27日付で農用地利用配分計画案の意見を求められています。 計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので計画案が1件、面積は11,805㎡です。なお、議案第19号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>全員賛成ですので「議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第21号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」上程します。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>31ページをご覧ください。 農地法施行規則の抜粋を添付しておりますので、参考としてください。 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと、許可はできないとするものです。 基本的に、北海道は2ha、都府県は50a以上とするものです。 なお、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合は、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定することができることになりました。農業委員会の適正な事務の実施については、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。2015農林業センサスで、管内農家で50a未満の耕地を耕作している農家が、全農家数の40％に満たないことと、平成29年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は5.11％と低い状況であるため、農地法施行規則第17条第1項及び第2項のいずれの規定も適用できる状況にないことから、別段の面積を定めず、50aのままとしたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第21号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第22号 農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第26条第3項及び市農業委員会事務局組織規則第3条第4項に基づき、事務局職員の任免につきましては、農業委員会が行うとあります。本議案は、高田事務局長が3月31日をもって、定年退職となることから、同日付けで農業委員会事務局への出向を解き、市長部局へ移動させるものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

議 長	全員賛成ですので、「議案第22号 農業委員会事務職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	3月28日の臨時総会について 4月10日の定例総会及び農地利用最適化推進委員との顔合わせについて 歓送迎会について 3月分の農業委員報酬について
議 長	以上をもちまして第166回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。 (午後2時54分 閉会)